

八街市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八街市児童館の設置及び管理に関する条例（令和▲年条例第▲号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 児童館を利用しようとする者は、八街市児童館利用受付簿（別記様式。次項において「受付簿」という。）に必要な事項を記入しなければならない。

2 前項の規定により、受付簿の記入をもって、条例第7条の利用の承認を受けたものとみなす。

(開館時間)

第3条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年始休館日 1月1日から1月4日まで（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 年末休館日 12月28日から12月31日まで

(利用の制限等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条の規定により、利用を制限し、又は拒むものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) 伝染病疾患があると疑われるとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) 児童館の管理上支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(市長による管理)

第6条 条例第11条第1項の規定により市長が管理を行う場合における第3条及び第4条の規定の適用については、「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めたときは」とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるほか児童館の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

